



定額給付金 給付事業が開始されます

3月中旬

に申請書をお送りします！

景気が後退している現在の状況において、市民の不安に対処するため、生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的として、定額給付金が給付されます。

市では郵送による申請の受付を開始します。

■対象者となるのは・・・

基準日＝平成21年2月1日

1 基準日において、住民基本台帳に記録されている者

2 基準日において、外国人登録原票に登録されている者（在留資格を有しない者及び短期滞在者は除く）

■給付額は・・・

給付対象者一人につき二、〇〇〇円
ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、二〇、〇〇〇円

■申請・受給するのは・・・

1 住民基本台帳に登録されている者については、その者の属する世帯の世帯主
2 外国人登録原票に登録されている者については、その者

■手続きは・・・

●提出書類

1 定額給付金申請書
2 本人確認書類（住民基本カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等）の写し
3 振込口座通帳の写し
※ゆうちよ銀行は除く

なお、市に税金・水道料等の引落しや児童手当等の払込みに使用している世帯主（外国人についてはその者）本人名義の口座に登録されている方で、その口座への振込みを希望される方については、2及び3の書類の提出を省略することができます。

※当該口座の目的外使用になりませんが、市では申請者の利便性と支払事務の迅速化といった公益上の観点から、市情情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞いての取り扱いとしています。

●申請受付期間

3月16日（月）～9月16日（水）

●その他

受付開始後は、申請の集中が予想されることから窓口での混雑を避けるため、現金による支給は、4月18日からの受付とさせていただきます。（世帯主本人名義の口座番号の記入のない申請書は郵送いただいても、受付開始日までは市役所窓口で現金をお渡しすることはできません）事故防止のため、**口座振替による申請を原則とさせていただきます。**
ご理解とご協力をお願いします。

■定額給付金についての

お問い合わせは・・・

企画財政課企画推進担当
（内線3555～3557）

ポリス インフォメーション

振り込め詐欺にご用心！

定額給付金や子育て応援特別手当の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市の職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、市役所や荏崎警察署にご連絡ください。

緊急の場合はすぐに110番通報を！

◆荏崎警察署知能犯係
☎22-0110

◆企画財政課企画推進担当
（内線3555～3557）



Buy 荏崎消費拡大 キャンペーン

買って得して 地域も輝く

荏崎市プレミアム
ふれ愛 商品券

10,000セット限定
4月1日発売予定

子育て応援特別手当 事業が開始されます



■子育て応援特別手当について
お問い合わせは…

福祉課子育て支援担当
(内線173~175)

現在の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担を配慮し、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資することを目的として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子に対し、子育て応援特別手当が支給されます。

■基準日
平成21年2月1日

■支給対象者
対象となる子の属する世帯の世帯主であつて、基準日において次のいずれかに該当する者

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者（在留資格を有しない者及び短期滞在者を除く）

■支給対象となる子

平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の子であつて、基準日において次のいずれかに該当する子（第1子は、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子とする）

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者（在留資格を有しない者及び短期滞在者を除く）

■支給額

支給対象児童一人につき3万6千円を一時金として支給

■申請手続き

定額給付金と同様になります。

空き店舗利用 第2号店オープン

空き店舗利用補助金を活用した第2号店「お茶の春木屋」がオープンしました。天神通りの空き店舗をリニューアルして営業しています。ぜひ一度お立ち寄りください。



■営業時間

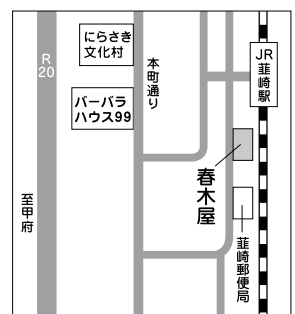
9時30分
～19時（不定休）

■お問い合わせ

お茶の春木屋 蕪崎店
☎2317838

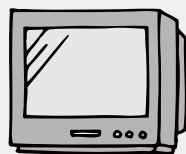


【所在地図】



家電リサイクル品を収集します

日時 3月14日（土）
9時～11時30分
会場 市役所裏駐車場
品目 ①エアコン、
②ブラウン管式テレビ、
③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機



＜標準的なリサイクル料金＞

エアコン…2,500～3,700円
テレビ（ブラウン管式）…2,000～2,900円
冷蔵庫・冷凍庫…3,600～5,900円
洗濯機…2,500～3,500円
※メーカー、サイズにより異なります

■お問い合わせ

市民課環境政策担当（内線131・132）

市では、空き店舗を利用した出店計画を引き続き支援します。事業を始める前に、必ずご相談ください。

■お問い合わせ
商工観光課商工労政担当
(内線215・216)
※詳しくは市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.nirasaki.lg.jp/art225>

4月から 家電リサイクル対象機器が追加になります！

家電リサイクルの対象機器は、これまで、①エアコン、②ブラウン管式テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機でしたが、4月1日から、⑤液晶式・プラズマ式テレビ、⑥衣類乾燥機が新たに追加されます。これに伴い、4月から不燃ごみ・不燃粗大ごみ等での収集はできませんので、引越などで家電製品を廃棄する際には注意してください。



信玄公祭り甲州軍団出陣

武田氏譜代の重臣、甘利備前守虎泰（望月正澄市議会議員）率いる虎泰隊の武者総勢40名（韮崎市商工会青年部の皆さん）が信玄公が待つ甲府駅前本陣に向けて出陣式を行います。

- 日 時 4月11日（土）12時～
- 会 場 韮崎駅前ロータリー

武田の里ウオークも同日開催！
参加者募集しています（P23参照）

新府桃の花見会

一面がピンク色に染まる新府桃源郷で、親子お楽しみくじ引きコーナーや地元特産品販売などを行う「新府桃の花見会」が開催されます。

- 日 時 4月12日（日）9時～
- 会 場 新府共選場

第28回深田祭

「日本百名山」の著者であり、登山家でもあった深田久弥氏の遺徳を偲んで、碑前祭と記念登山を開催します。当日は、初心者向けのトレッキング教室や親子で楽しめる木工教室も同時開催！フォークソング弾き語りのそよかぜコンサートや地元特産品販売も行います。

- 日 時 4月19日（日）
◇記念登山受付 8時～（随時出発・自由参加）
◇碑前祭 14時～15時
- 会 場 深田記念公園（駐車場約30台）
※韮崎駅より送迎バスあり（無料）
- 参加費 1,000円（参加記念品付）
※限定200名（先着順）

今回の記念品は深田久弥氏直筆プリント『百の頂に百の喜びあり』入りのオリジナルキャップ。ここでしか手に入りませんよ！



■お問い合わせ
商工観光課観光担当（内線213・214）

出かけませんか？家族や友達と♪♪ 春の韮崎はイベント三昧！

わに塚のサクラ「ライトアップ」

昨年はじめて行い好評だった「わに塚のサクラのライトアップ」を今年も行います。今年はオープニングイベントとして、幻想的なサクラの下アルパ（ハーブ）の演奏会を行います。去年見逃してしまった方もぜひ今年は、春の夜の絶景に酔いしれてみませんか？

- 開催期間・時間
4月4日（土）～12日（日）
18時30分～20時30分
- オープニングスペシャルコンサート
アルパが奏でる自然の恵み“桜・星・大地”
アルパ奏者：塚田桐子
4月4日（土）18時～19時

春の武田の里まつり「お新府さん」

「お新府さん」は、武田勝頼公の居城新府城跡に祀られる新府藤武神社の祭りで、地元の人たちから親しまれ、出店と多くの人で賑わいます。249段の石段を一気に駆け上がる御奥渡御は圧巻です。

- 開催日 4月19日（日）
- 場 所 新府藤武神社（新府城跡）

同時開催 参加者募集！

茅ヶ岳エコ・トレッキング教室

地元山岳会・白鳳会のインストラクターの案内（同行）により、深田記念公園から茅ヶ岳山頂を目指して、自然や景観を楽しみながらゆっくり歩く、初心者向けのトレッキング教室です。

- 集 合 8時30分（9時スタート）
※現地集合・現地解散
- 参加費 1,000円（保険代・記念品付）
中学生以下500円 ※当日徴収
- 申込期限 4月10日（金）まで

ふれあい木工教室

緑化推進事業の協賛により、親子ふれあい木工教室を開催します。ファミリーで「ものづくり・思い出づくり」にチャレンジしてみませんか？

- 時 間 10時～（2時間程度）
- 参加費 100円 ※緑の募金に寄附
- 定 員 親子30組（先着順）
- 内 容 間伐材を使った表札や壁掛けの制作
※材料等は用意します
- 申込期限 4月10日（金）までに
市農林課（内線225）に電話でお申し込みください。

楽しく学んで生きがいづくり

韮崎市老壮大学入学者募集

老壮大学では、毎月1回、様々な分野で活躍されている方を講師に迎えた講座を開き、楽しく教養を高めていくほか、カラオケ大会やクリスマス会などのイベントも行っています。

また、初心者でも安心して習える「ダンス教室」や「パソコン教室」のほか、楽しいクラブ活動も充実しています。

今年から入学要件も変更になり、市内にお住まいの60歳以上の方なら、どなたでも入学できるようにしました！

「とりあえず様子だけでも」という方も大歓迎です。皆さんの入学を心からお待ちしています。

【別表】※内容などについて変更の場合あり

月 日	講 座 内 容	講 師
4月24日	開講式、特別講演	韮崎市長 横内 公明
5月22日	老人性認知症予防啓発劇	山梨生きいき劇団
6月26日	「生涯現役泣き笑い人生」	司会・漫談 青空たのし
7月17日	「自分らしく生きる～笑う門には福きたる～」	タレント・DJ 梶浦 梶子
8月21日	映画鑑賞	
9月18日	カラオケ大会	司会（演歌歌手） 一の宮 志乃
10月23日	寄席	（特別講師出演交渉中）
11月20日	「あなたの心にオシャレを」	北沢妙子魅力学研究所長 北沢 妙子
12月4日	クリスマス会	
1月22日	「～和尚さんが病気にならない理由～」	京都薬師禅寺住職・花園 大学講師 樺島 勝徳
2月5日	「生の音楽で心に安らぎを！」	ギター・フルート奏者 濱崎 隆
3月5日	修了式、大学祭	



■開講式

4月24日（金）12時30分～
※日程及び講座内容については別表参照

■会場

市民会館5階大ホール

■クラブ

書道、文芸、手芸、園芸、
写真、華道、舞踊、囲碁、
読書、詩吟

■教室

社交ダンス、パソコン

■入学金 2,000円（年額）

■お申し込み方法

3月31日（火）までに申込書に記入し、入学金を添えてお申し込みください。
※申込書は福祉課または各地区老人クラブ会長に配布してあります。

■お問い合わせ

福祉課福祉介護担当
（内線180～182）

福祉について意見をお寄せ下さる方を募集します！！

『韮崎市障害者ふれあい計画策定委員』

障害者自立支援法の実施によるサービス体系の変化や障害者を取り巻く環境の変動により、平成17年度に策定された「韮崎市障害者ふれあい計画」（計画期間：平成17～26年度）の見直しが必要となりました。

計画の見直しに当たり、障害者や障害者団体、施設関係者、一般公募の方などから広く意見を求めるため、策定委員会を設置します。

つきましては、一般公募として若干名を募集しますので、委員として協力していただける方は、下記担当までご連絡ください。

■申込期限 3月31日（火）

■お問い合わせ・お申し込み

福祉課社会福祉担当（内線176～178）

『韮崎市地域福祉計画策定懇話会委員』

平成17年度に「韮崎市地域福祉計画」（計画期間：平成17～26年度）が策定されました。地域福祉計画とは、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」ができるしくみをつくる計画です。

今年度、この計画を評価し、社会福祉の動向、地域社会の変化等を勘案し、見直しを行います。計画の見直しに当たり、広く市民の意見を反映させるため、『韮崎市地域福祉計画策定懇話会』を設置します。

つきましては、一般公募として若干名を募集いたしますので、委員としてご協力していただける方は、下記担当までご連絡ください。

■申込期限 3月31日（火）

■お問い合わせ・お申し込み

福祉課福祉介護担当（内線180～182）

みんなで支えあう 国民健康保険



国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進、福祉の向上に重要な役割を果たしています。
医療保険制度の安定的な運営を維持するため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

新しい保険証を郵送します

現在使用している保険証は、3月31日で有効期限切れとなりますので、4月1日から使用できる保険証を3月31日までに郵送します。期限切れとなる保険証は、3月31日を過ぎてから各自で処分してください。保険証が届いたら、記載事項に間違いがないか確認してください。間違いや異動があったときは、必ず国保医療担当までご連絡ください。



い。自分で勝手に訂正等すると無効になります。

次の条件に該当する方は
ご注意ください

① 4月1日以降75歳に到達する方

保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日までとなります。誕生日までに、その後使用できる後期高齢者医療制度の保険証が別途郵送されます。

② 現在退職者医療制度（保険証の右上に②と表示）の対象者で4月1日以降65歳に到達する方

保険証に誕生月の末日（誕生日が月の初日の場合は前月の末日）までが退職者医療制度の対象である旨、記載されています。また、退職扶養の方で退職本人の方が先に65歳に到達する場合、退職本人と同日までが退職者医療制度の対象である旨、記載されています。※いずれの場合も、保険証の有効期限までは、同じ保険証をそのまま利用できます。

転出、社保加入の場合は
必ず届出をしましょう

他の市町村に転出したり、会社の健康保険に加入した場合は、忘

子ども医療費助成 受給者証について

現在使用している受給者証は、3月31日で有効期限切れとなりますので、4月1日から使用できる受給者証を3月中に郵送します。期限切れとなる受給者証は、期限が過ぎてから各自で処分してください。よろしくお願いします。

◆お問い合わせ
市民課国保医療担当
(内線127～129)



れずに国保の保険証を返還し、国保をやめる手続きを14日以内にしてください。そのままにしておくと、国保税が課税されてしまいますので、必ず届出をお願いします。

学生への保険証の交付について
在学中で、住所が就学地にある場合、4月1日以降の在学証明書を持参して申請してください。なお、この保険証を交付されていた方が卒業したり、辞めたりしたときは、ただちに保険証を返してください。

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
(内線127～129)

夜間の学校施設利用を 希望される団体へ



韮崎市教育委員会では、スポーツ活動の場として市内の小中学校施設を夜間、一般に開放しています。

夜間（17時から22時まで）にグラウンド・体育館の利用を希望する団体は、平成21年度の利用者登録をお願いします。

※地域スポーツ広場・地域体育館を利用する場合にも利用者登録をお願いします。

また、西中学校の改築が3月末で終了し、4月より施設の開放を再開しますので、お知らせします。ご協力ありがとうございました。

■登録方法
申請書がスポーツ振興担当に用意してありますので、記入の上、スポーツ振興担当へ提出してください。

■お問い合わせ

教育課スポーツ振興担当
(韮崎市営体育館内)

☎ 2210498

2～5月は

「納税納付強化期間」です

市税など（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料）の納期が過ぎていないにもかかわらず、収めていない納税者の方は、お早めに納付をお願いします。

市税などは、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割をもっています。福祉や教育など様々な行政活動を進める上でとても大切な財源です。

市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納税の徴収強化と納税しやすい環境づくりを積極的に推進するため、2～5月の4カ月間を「納税納付強化期間」として市役所全体で取り組みます。

「納税納付強化期間」に何を
するのですか？

★滞納整理を強化します。

市税などを滞納している滞納者のお宅や勤務先へ職員が臨戸訪問します。

市税などを納期限が過ぎても納めていない方には、督促状や催告書を送付し納税のお

願いをしております。それでもまだ納税が済んでいない方のお宅や勤務先などへ、特別滞納徴収対策班が直接訪問や電話催告などにより、納税の催告をします。

★納税しやすい環境づくりを
推進します。

①便利で安心な口座振替のご案内

口座振替は、納め忘れを防ぐ便利な手段です。納期限にご指定の口座から自動的に振り替えるので、金融機関に出向く手間が省け大変便利です。また全国初、金融機関のキャッシュカードだけで口座振替の手続きが完了する「口座振替受付サービス」をご利用ください。

②夜間・休日納税相談や収納窓口のご案内

仕事などで日中忙しい方のために、毎月夜間休日に納税相談及び収納窓口を開設していますのでご利用ください。いずれの窓口でも納税の相談を行っています。

◎夜間納税相談・収納窓口
毎月第4水曜日・木曜日
時間 18時～20時30分

◎休日納税相談・収納窓口
毎月第3土曜日
時間 10時～16時
場所 いずれも市役所収納課

★納税にお困りの方は、ご相談ください！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の廃止や休止など



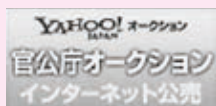
の事情により、市税の納期ごとの納付がどうしても困難な方には、分割納付などの納税相談を行っていますので、収納課までお越しください。

■お問い合わせ

収納課（徴収第1・2担当）
（内線163～166）

インターネット
公売出品中！

※詳細につきましては、Yahoo!JAPANが提供する官公庁インターネットオークションのページをご覧ください。

自己資産をチェックしよう
固定資産課税台帳の確認を■平成21年度は
評価替えの年です

固定資産税の評価額は3年ごとに見直しを行っており、これを「評価替え」といいます。21年度は評価替えの年ですので、土地・家屋の評価額の見直しを行い、土地の現況地目の変更や家屋の新増築など特別な変化がない限り、3年間はこの評価額をもとに固定資産税を算出します。

ただし、宅地等については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは評価額の修正を行います。

■閲覧・縦覧の
無料期間

4月1日（水）
～6月1日（月）
8時30分～
17時30分

※土、日、祝日は除きます。



■閲覧・縦覧場所

税務課固定資産税担当窓口

■閲覧制度とは

閲覧とは納税義務者等が自己の固定資産課税台帳を見る

ことができる制度です。この閲覧はいつでもできますが、無料期間はこの期間だけです。この期間外は1件300円の手数料がかかります。皆さまが所有している固定資産を確認いただき、疑問や不明な点がありましたらお尋ねください。

※納税義務者以外の方が閲覧する場合には委任状が必要ですが、借地借家人等の場合は、契約書等の権利関係を示す書面により委任状に代えることができます。

■縦覧制度とは

縦覧とは固定資産税の納税者が、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であることを確認できる制度です。縦覧期間はこの期間のみになりますので、この機会を利用いただき、疑問や不明な点がありましたらお尋ねください。（手数料は無料です）

※縦覧対象者は固定資産税の納税者です。納税者以外の方が縦覧する場合には委任状が必要です。

■お問い合わせ

税務課固定資産税担当
（内線156～158）